

キャリア教育推進事業

広島県 CMS（特殊サブサイト）ウェブサイトデザイン等作成業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

キャリア教育推進事業 広島県 CMS（特殊サブサイト）ウェブサイトデザイン等作成業務

2 委託業務の背景・目的

《背景》

広島県内の学校においては各学校が主体となり、地元企業等と連携してキャリア教育に取り組んでいる。しかし、コロナ禍以降、地元企業との繋がりが途絶えたことや企業側における負担感の増加等により、連携先が固定化し、取組の形骸化が見られるようになる等、学校と企業とが連携した取組が十分に実施できていない。その結果、将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合が減少傾向である。

また、キャリア教育に関して、連携先の固定化や、組織的・系統的に取り組むことができていないことによる取組の形骸化等が見受けられることに加え、「令和6年度若年層の社会減少要因調査分析」の結果等において、就職活動を始める段階での地元企業の認知が低く、広島県が就職活動の選択肢から外れてしまっている。

《目的》

これまで職場体験等に御協力いただいた企業に加えて、主要業界団体や職場体験等の取組を受け入れたことがない企業等に、県ならではのネットワークを活用して受入れを依頼し、県が協力企業を開拓する。

全ての学校が情報を入手しやすいよう、開拓した協力企業のデータベースを作成して県教育委員会ホームページに掲載し、県内企業と学校とが自由に繋がることのできる仕組み作りを行う。また、キャリア教育についての好事例等を掲載し、学校の取組の一層の充実を図る。

学校がキャリア教育を行う際に活用できることや、県内企業と学校とが自由に繋がることを目的とし、県が開拓した協力企業のデータベースやキャリア教育についての好事例等を発信できるようなウェブサイト을新規に構築するものとし、本業務に必要なサイトデザイン等を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 サイトの概要

（1）サイトの位置付け

キャリア教育を推進するため、企業等と連携しようとする学校が、近隣校区等の企業を見つ

けやすくするもの、キャリア教育に係る取組の好事例等を参照するものとして位置付け、必要な情報等を簡易に入手できることを基本とする。

(2) 主要ターゲット

県内の公立小中高等学校等

(3) 利用者等

ア 利用者

- ・(2)のうち、企業等と連携したキャリア教育を行おうとする者
- ・小・中・高等学校の児童生徒
- ・キャリア教育に協力可能な企業等

イ 利用端末

スマートフォン、タブレット、PC (Mac を含む)

(4) サイトの目標効果

ア 主要ターゲットが職場体験活動等に協力可能な企業等を見つけ、必要な情報を得られること

イ 主要ターゲットが実践事例等を参照し、キャリア教育を一層推進できるようにすること

5 サイト名称の提案

「2 委託業務の背景・目的」を踏まえ、キャリア教育の推進にふさわしく、かつ利用者が親しみをもつことができるようなサイト名称を提案すること。提案の際には、そのねらい及びコンセプトを説明すること。

6 委託業務の内容

受注者は、キャリア教育推進事業 広島県 CMS (特殊サブサイト) ウェブサイトに必要なサイトデザイン及びコーディングデータ、並びに SNS 等で広報するための広報デザイン等を作成すること。

(1) 留意事項

ア サイトデザインに当たっては、仕様書別紙1「キャリア教育推進事業 広島県 CMS (特殊サブサイト) ウェブサイト構成イメージ」を参考にデザインすること。

イ 各ページの部品となる画像も合わせて作成すること。

ウ 県 CMS で編集・公開処理が可能なデザインとする必要があるため、仕様書別紙4「広島県 CMS 専用サイト制作ガイドライン ver5.2」及びサンプルファイル集「cms-samplefilever1.2」を確認し仕様に準拠すること。また、ウェブアクセシビリティに関して

は、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること。

エ デザインの素案ができたタイミング等、適宜発注者及び広報課 CMS テンプレート実装者と協議しながら業務を進めること。なお、コーディングデータに関しても、進行に合わせ適宜中間納品を行い、CMS テンプレート実装に問題がないか確認しながら進めること。

オ 職員が県 CMS で編集を必要とする箇所については、サイトデザインの素案の段階で県と協議のうえ決定する。

カ 広報素材の作成に当たっては、サイトデザインとの親和性に留意して作成すること。また、広報素材の校正は最大 2 回まで対応すること。

(2) サイトデザイン及びコーディングデータ

次のとおり作成すること。なお、内容の詳細は、仕様書別紙 1 「キャリア教育推進事業 広島県 CMS (特殊サブサイト) ウェブサイト構成イメージ」等の要件等を参考とすること。

	項 目	内容例
1	トップページ	トップページをデザインすること。(ヘッダー、フッター、サイト説明、新着情報、グローバルメニュー、企業情報検索ページへの入口、属性別入口(学校教職員、児童生徒、協力企業)、サイトマップなど)
2-1	企業情報検索ページ	「企業情報検索」のページをデザインすること。また、企業情報検索をサイト内から利用できるようにデザインすること。
2-2	検索結果表示ページ	5 で検索した結果を表示するページをデザインすること。
2-3	企業情報詳細ページ	個別の企業情報を掲載するページをデザインすること。
3-1	学校教員向けページ	「学校の先生へ」のページをデザインすること。
3-2	児童生徒向けページ	「児童生徒の皆さんへ」のページをデザインすること。
3-3	協力企業向けページ	「協力企業の皆さまへ」のページをデザインすること。
4	基本ページフレーム	県ホームページ CMS で新規ページを生成する際に使用するフォーマットをデザインすること。 (ヘッダー、フッター、箇条書き用行頭文字 2 種程度)
5	その他企画提案に応じたページ等	その他、企画提案に応じたページデザイン等を作成すること。

(3) 広報素材デザイン等

次のとおり作成すること。なお、内容の詳細は、仕様書別紙3「キャリア教育推進事業広島県CMS（特殊サブサイト）ウェブデザイン広報素材デザインイメージ」の要件等を参考とすること。

	項 目	内容例
1	ホームページ・SNS 広報用画像	他サイトや SNS で、本サイトを広報する際に使用する画像を作成すること。
2	サイト紹介バナー	他サイトで本サイトを紹介する際に使用するバナー画像を作成すること。
4	サイト紹介チラシ（利用者向け）	利用者（学校・児童生徒等）に、本サイトの開設やサイト利用方法等を案内するためのチラシデータを作成すること。
5	サイト紹介チラシ（企業向け）	企業に、本サイトへの企業情報登録・インターンシップ情報登録を案内するためのチラシデータを作成すること。
6	その他必要となる画像	その他、企画提案に応じて必要な素材を作成すること。

7 実績報告及び成果物の納品

(1) 実績報告

委託業務に係る全ての成果物（サイトデザインおよびコーディングデータ、広報素材デザイン等）の納品をもって、実績報告とする。

(2) 納品方法

県が別に指示する納品方法（データ形式）によること。

(3) 納品時期

ア 初稿納品

令和7年10月15日（水）を目途に納品し、県の確認を受けること。

※コーディングデータ及び広報素材デザイン等作成については、そのすべてが完了している必要はない。

イ 最終納品

県の修正指示等を反映させた最終版の成果物を、令和7年11月28日（金）までに納品すること。

8 業務執行体制

受注者は、本委託業務の実施にあたり、必要な要員を確保・配置するとともに、責任者、副

責任者を明らかにすること。なお、実務にあたっては、専門的な知識と技能を有する者が業務を統括すること。

9 委託業務の対象となる経費

(1) サイトデザイン及びコーディングデータ並びに広報素材デザイン等の作成に係る経費

※肖像権及び著作権に係る使用料等の支払が必要な場合は、対象経費に含むものとする（次年度以降経費がかからない範囲で）。

(2) 本業務における県との連絡調整、契約、成果物の納品に係る経費

(3) その他県が必要と認めた経費

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受注者は、委託業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務（再委託した場合を含む）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県へ書面で通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報（及び電磁的記録）を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律 57 号）、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 肖像権、著作権等に関する取扱い

ア 本業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、県は責任を負わない。

イ 受注者は、肖像権及び著作権について、事前に細心の注意を払い調査し、必要に応じて許諾を受ける等問題が生じないようにすること。

ウ 肖像権及び著作権に係る使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受注者が負担すること。

エ 本業務の全ての成果物に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受注者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。また、県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。

11 その他

- （１）受注者は、本業務の実施の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。
- （２）受注者は、本業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- （３）受注者は、本業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報告し、指示を仰ぐこと。
- （４）契約の締結、本業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者が負担すること。
- （５）本業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受注者に協議を申し出る場合があり、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- （６）本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。